



ORIST 技術セミナー ビジネスマッチングブログ第 46 回勉強会

AI・IoTに関する契約実務の最前線と知財戦略

～AI 技術と IoT 技術を契約と知財で守るための戦略とは～

2019.9.17 [火]

15:00～17:30 マイドームおおさか 4 階

日 時：令和元年 9 月 17 日（火）15 時～17 時 30 分（受付開始：14 時 30 分～）

場 所：マイドームおおさか 4 階 セミナー室（大阪市中央区本町橋 2 番 5 号）

定 員：40 名（先着順に受付，定員に達し次第締め切ります。）

対 象：中小企業経営者・商品開発担当者、デザイナー等

AI 開発・利用は，従来のシステム開発・利用とは異なる点があるため，従来のシステム開発・利用と同じ考え方で対応していると大きな落とし穴にはまってしまう可能性があります。そういった落とし穴にはまらないためには，ユーザもベンダも AI 開発・利用に関する契約実務をよく理解して，対処していくことが重要です。経済産業省は，2018 年 6 月に，AI やビッグデータに関する取引の法的な注意点をまとめた「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を公表しましたが，本セミナーでは，ガイドラインの内容をさらに一歩進めて，AI 開発・利用に関する法的な問題点，IoT でデータを集める際の留意点などについて解説させていただきます。その一方，AI に関する権利を契約だけでは十分に守れないことも多いため，AI 関連でどのような部分をどのように権利化していくのか，IoT でデータを集めるシステムをどのように権利化していくのか，ノウハウ秘匿化と出願公開の峻別といった知財戦略についても，特許庁の「知財アクセラレーションプログラム（IPAS）」で得た経験なども踏まえて説明させていただきます。

講 師：iCraft 法律事務所 弁護士・弁理士 内田 誠 氏



プロフィール：

2004 年京都大学工学部物理工学科卒業。2010 年岡田春夫総合法律事務所入所。2018 年 iCraft 法律事務所開設。AI 特許を始めとする知的財産案件，スタートアップ企業の知的財産戦略，PF 事業をはじめとするデータ取引を専門とする。2017 年経済産業省「AI・データ契約ガイドライン検討会」作業部会委員，2018 年農林水産省「農業分野におけるデータ契約ガイドライン検討会」専門委員，2018 年特許庁「知財アクセラレーションプログラム（IPAS）」知財メンター，2018 年「スタートアップファクトリー構築事業に係る契約ガイドライン検討会」構成員，2019 年大阪弁護士会知的財産委員会副委員長，2019 年日弁連知的財産センター委員。

受講料：無 料

主 催：大阪府産業デザインセンター，（地独）大阪産業技術研究所

共 催：日本弁理士関西会

問合せ：大阪府産業デザインセンター

BMB 事務局：川本 TEL：06-6210-9491

Mail：bmb@oidc.jp

<お申し込み方法>

参加ご希望の方は，BMB サイト (<https://bmb.oidc.jp>) またはメール (bmb@oidc.jp) にて 9 月 12 日 (木) までに，お申し込みください。定員を超えた場合はお断りすることがございますのでご了承ください。お申し込みを頂いた方には，返信で受付をお知らせします。

なお、メールでお申し込みされる場合は、①会社名、②参加者名、③所在地、④電話番号をご記入願います。